

第4回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和5年11月21日（火）午後2時00分～午後3時25分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、
14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、
19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

7番：小野口委員、9番：刈部委員、18番：宇梶委員、

会議経過

1 開 会

出席委員16名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号5番の小島委員、8番の佐藤委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：議案書7ページ議案第26号（令和5年11月17日付け）

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から7号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号から7号までの7議案の内、議案第2号から5号については、条件を付して許可すべきものと調査しております。また、議案第6号及び7号については、関連議案の許可を条件に許可すべきものと調査しております。なお、議案第2号から5号については、借受人及び譲受人が同一のため、まとめて御説明いたします。

議案第2号から5号について御説明いたします。清原地区の申請です。まず議案第2号、議案第3号及び議案第5号につきましては、貸付人は、借受人の営農

に協力するため、借受人は、経営規模拡大のため、申請地に賃借権を設定する旨の申請であり、賃借期間については、議案第2号は20年間、議案第3号は19年1か月間、議案第5号は10年間となっております。次に議案第4号については、譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は経営規模拡大のため、申請地を売買により取得する旨の申請です。なお、賃借期間の20年未満の契約の筆についても、あくまで貸付人、借受人の間での話し合いで決定したものであり、契約期間満了後に契約を更新する予定があるとのことです。申請地は全てシャインマスカットを作付けする旨の申請です。賃借人、譲受人は、令和5年8月1日に設立された法人で、農業を主な業務としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人です。農機具の調達状況は、軽トラック1台、運搬車1台をリースにより確保、スピードスプレーヤー1台を導入予定です。なお、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得または権利設定後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第2号から5号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第2号から5号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく、効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消す旨の条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。条件付きとした議案第6号及び7号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第6号及び議案第7号について御説明いたします。清原地区の申請です。申請人は、営農型太陽光発電施設を設置するため、申請地の空中に3年間の区分地上権を設定する旨の申請です。設置する営農型太陽光発電施設の概要については、議案書4ページの議案第14号及び第15号で説明いたしますが、支柱を立てた上に太陽光パネルを設置して、そのパネルの下部は、農地のまま利用するものです。今回、営農型太陽光発電施設を設置する者とそのパネルの下部の農地の耕作者が異なるため、区分地上権を設定する必要があり、また、営農型太陽光発電施設の転用期間は、下部の農地を耕作する者が認定農業者でない場合や荒廃農地でない場合は、3年以内の一時転用となるため、区分地上権の設定も3年間となっております。したがって、本申請は、営農型太陽光発電施設の許可に伴

う区分地上権の設定であり、営農型太陽光発電施設の許可が前提条件となりますことから、議案第14号及び15号の許可、並びに議案第27号及び28号の事業計画変更承認を条件に許可すべきものと調査しております。

議長 議案第6号及び7号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号及び7号について、「関連議案第14号及び15号の許可、並びに議案第27号及び28号の事業計画変更承認を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。「問題なし」とした議案第1号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、農地を取得し耕作するため、申請地を売買により取得し、自家消費野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、耕運機1台をリースにて確保しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第1号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページをお開きください。議案第8号から10号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号から10号までの3議案のうち、議案第9号については、条件を付して許可すべきものと調査しております。

議案第9号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、法人として営農を開始するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人は、令和5年7月3日に設立された法人で、農業を主な業務としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人です。申請地には水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター2台、コンバイン2台、田植機1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、

その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第9号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第9号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく、効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消す旨の条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第8号及び10号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第8号及び10号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号及び10号について、「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 3ページをお開きください。議案第11号から13号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第11号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻及び野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たし

ていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。贈与税の支払い意思は確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、申請地を世帯内贈与により取得し、いちごを作付する旨の申請です。申請人の関係は、父と子であり、贈与税の支払い意思についても確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第11号から13号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第11号から13号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第14号から19号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第14号から19号までの6議案の内、議案第14号及び15号については、事業計画変更承認を条件に許可すべきものと調査しております。

議案第14号及び第15号については、借受人が同一で、事業計画変更を伴う案件であるため、併せて御説明いたします。清原地区の申請です。借受人が売電するため、営農型太陽光発電施設を運営するにあたり、申請地に3年間の貸借権を設定し、太陽光パネルの支柱用地として一時転用する旨の申請であります。借受人は、昭和54年9月8日に設立した法人で、太陽光発電事業及び売電事業を主な目的としております。なお、申請地は、令和3年に再生可能エネルギー発電事業を行う別の法人に対し、営農型太陽光発電の許可をしており、申請地には、営農型太陽光発電設備が設置されておりますが、事情により事業の継続が困難になったことから、現在の支柱を含めた営農型太陽光設備をそのまま引き継ぐという計画となっております。したがって、当初の計画どおりであります。転

用面積については、太陽光パネルを支える支柱の面積の合計であり、議案第14号の支柱は72本、議案第15号の支柱は66本となっております。また、議案第14号の太陽光パネルの総面積は、348.35平方メートル、遮光率は、73.2パーセント、議案第15号の太陽光パネルの総面積は289.54平方メートル、遮光率は、60.4パーセントで、いずれもパネルの下部の農地において、櫛を栽培する計画となっております。必要な知見を有する者の意見については、申請書に添付はありませんが、以前に許可した申請書に鹿沼市の櫛生産流通アドバイザーから、「問題なし」との意見書が添付されており、パネルの下部の農地の耕作を含め、計画の変更部分はないことから、同様の意見書は必要ないものと調査しております。太陽光発電に関わる認可等については、令和5年8月に東京電力パワーグリッド株式会社と接続契約を締結しております。資金計画については、事業費の全額を自己資金で賄う計画となっておりますが、既に支払い済みであり、支払い済みの領収書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置することから第1種と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する一時転用であり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題はないと調査しております。しかし、事業計画変更を伴う事業であるため、議案第27号及び28号の事業計画変更承認を許可の条件とするとともに、営農型発電設備にかかる転用であることから、下部の農地における営農状況等によっては、許可を取り消す旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第14号及び15号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第14号及び15号について、「関連議案第27号及び28号の事業計画変更承認を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第16号から19号までの4議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第16号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に期間を定めない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の姪であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付され

ております。申請地は、相当数の街区を形成する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に50年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が9ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、事業拡大に伴い、申請地に29年間の事業用定期借地権を設定し、新たに物流倉庫を建築する計画であり、都市計画法第34条14号の「大規模流通業務施設」に該当します。借受人は、令和2年9月4日に設立された法人で、倉庫業、物品の保管管理、運搬業を目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、物流倉庫1棟、事務所1棟、駐車場等を整備し、外周にはL字擁壁、メッシュフェンスを設置する計画です。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽で敷地内処理し、雨水は敷地内に設置する雨水浸透槽にて処理する計画となっております。資金計画については、事業費を全額融資で賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、1.6ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽で処理後に側溝に放流するもので、令和5年10月25日付けで市道路管理課から道路工事施工承認を受けております。また、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画

については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、0.4ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第16号から19号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第16号から19号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。議案第20号から24号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第20号について御説明いたします。国本地区の申請です。借受人は、売電するため、申請地に20年間の賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。借受人は、平成30年4月18日に設立した法人で、電気の売買に関する事業を主な目的としております。借受人は、令和元年5月20日に東京電力パワーグリッド株式会社と接続契約を締結し、令和元年8月19日に関東経済産業局から事業計画認定を受けております。今回の申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光モジュール164枚を設置し、年間発電量101,024キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き14円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は76万円程度となる見込みです。土地利用計画については、敷地内は防草シートを敷き、周囲はフェンスで囲み、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、東北自動車道宇都宮インターチェンジから50メートルの区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、昭和57年2月27日に設立した法人で、電気の売買に関する事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光発電モジュール1,218枚を設置し、年間発電量874,451キロワット

アワーを予定しており、売電単価税抜13円で計算いたしますと、経費を差し引いた年間の利益は907万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう、年2回除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が3.4ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第22号について御説明いたします。富屋地区の申請です。借受人は、売電するため、申請地に20年間の賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。借受人は、平成30年4月18日に設立した法人で、電気の売買に関する事業を主な目的としております。借受人は、令和元年5月15日に東京電力パワーグリッド株式会社と接続契約を締結し、また、令和元年9月13日に関東経済産業局から事業計画認定を受けております。今回の申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光モジュール128枚を設置し、年間発電量83,072キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き14円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は61万円程度となる見込みです。土地利用計画については、敷地内は防草シートを敷き、周囲はフェンスで囲み、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が1.6ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第23号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成18年8月4日に設立した法人で、電気の売買に関する事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うものです。今回の申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光モジュール928枚を設置し、年間発電量743,946キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き13円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は767万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう定期的に除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。

資金計画については、事業費を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が3.1ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第24号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽で敷地内処理するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第20号から24号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第20号から24号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。議案第25号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第25号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、親と同居しているが手狭なため、申請地を贈与により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は譲渡人の子であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽にて処理後に水路に放流するもので、「西鬼怒川土地改良区」からの放流同意書が添付されております。また、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支

障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第25号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第25号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページ日程第3は取下げとなりましたので、8ページをお開きください。日程第4「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第27号及び28号の2議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 先ほど御審議いただきました、農地法3条第1項の規定による許可申請の議案第6号、7号、及び農地法5条第1項の規定による許可申請の議案第14号、15号の許可に関連する案件です。議案第27号及び28号について御説明いたします。清原地区の申請です。転用事業者が、営農型太陽光発電事業施設設置による売電を目的とした農地法5条許可申請があり、議案第14号については、令和3年1月8日付け、議案第15号については、令和3年5月8日付けで許可しました。しかし、転用後に事業者が倒産したため、計画を変更し、承継者が太陽光発電施設を運営することになったものです。なお、今回の計画変更にあたっては、承継者による承継後の事業の実行性も議案第14号及び15号で説明したとおり、問題なく、事業の必要性もあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

議長 議案第27号及び28号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第27号及び28号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページを御覧ください。日程第5「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第29号から34号までの6議案について、一括上程します。なお、議案第31号は、13番委員が借受者となっておりますので、議事参与の制限により、審議が終了するまで13番委員に退出していただきます。

委員 (13番委員退出)

議長 それでは、議案第31号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第31号について御説明いたします。議案第31号の借受者は、議席番号13番委員であり、富屋地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は、

所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第31号について、質疑願います。

委員 (意見なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第31号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第31号が終了しましたので、13番委員に入室・着席していただきます。

委員 (13番委員入室)

審議済の議案第31号を除く、議案第29号から34号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第29号は、平石地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第30号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りになります。

議案第32号、33号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第34号は、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第31号を除く、議案第29号から34号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第31号を除く、議案第29号から34号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページをお開きください。日程第6「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第35号から14ページ123号までの89議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がいくつかありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。まず、議案第76号は、13番委員が借受者となっておりますので、審議が終了するまで13番委員に退出していただきます。

委員 (13番委員退出)

議長 それでは、議案第76号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第76号について御説明いたします。議案第76号の借受者は、議席番号13番委員であり、富屋地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第76号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第76号が終了しましたので、13番委員に入室・着席していただきます。

委員 (13番委員入室)

議長 次に、議案第85号、86号は、2番委員が借受者となっておりますので、審議が終了するまで2番委員に退出していただきます。

委員 (2番委員退出)

それでは、議案第85号及び86号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第85号、12ページ議案第86号について御説明いたします。議案第85号、86号の借受者は、議席番号2番委員であり、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第85号及び86号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第85号及び86号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第85号及び86号が終了しましたので、2番委員に入室・着席していただきます。

委員 (2番委員入室)

議長 次に、議案第93号は、11番委員の親族が借受者となっておりますので、審議が終了するまで11番委員に退出していただきます。

委員 (11番委員退出)

それでは、議案第93号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第93号について御説明いたします。議案第93号の借受者は、議席番号11番委員の親族であり、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第93号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第93号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第93号が終了しましたので、11番委員に入室・着席していただきます。

委員 (11番委員入室)

議長 次に、議案第108号及び109号は、6番委員の親族が経営する法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで6番委員に退出していただきます。

委員 (6番委員退出)

議長 それでは、議案第108号及び109号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第108号、109号について御説明いたします。議案第108号、109号の借受者は、議席番号6番の親族が経営する法人であり、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第108号及び109号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第108号及び109号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第108号及び109号が終了しましたので、6番委員に入室・着席していただきます。

委員 (6番委員入室)

議長 審議済の6議案を除く、議案第35号から123号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第35号から38号は、平石地区の計画です。田の貸し借りになります。議案第39号から44号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが3件、畑の貸し借りが3件です。

議案第45号から52号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りになります。議案第53号から60号は、横川地区の計画です。田の貸し借りになります。議案第61号から69号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りになります。議案第70号から75号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが5件、畑の貸し借りが1件です。

議案第77号及び78号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りになります。議案第79号から83号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りになります。議案第84号、12ページ議案第87号から議案第92号及び議案第94号から13ページ議案第105号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りと田と畑の貸し借りになります。

議案第106号、107号および議案第110号から14ページ議案第123号は、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。これらの計画は、

所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の6議案を除く、議案第35号から123号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の6議案を除く、議案第35号から123号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。15ページを御覧ください。日程第7「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について、議案第124号から127号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第124号は平石地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、石井町の田1筆1,060㎡を売買により取得するものです。

議案第125号は、瑞穂野地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、西刑部町の田1筆848㎡を売買により取得するものです。

議案第126号は、雀宮地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、下反町の田2筆計8,023㎡を売買により取得するものです。

議案第127号は、河内地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、下ヶ橋町の田2筆、計4,246㎡を売買により取得するものです。これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第124号から127号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第124号から127号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。16ページをお開きください。日程第8「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第128号及び129号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第128号は、瑞穂野地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものです。

議案第129号は、雀宮地区の計画です。所有者不明農地の利用権設定となります。この農地については、遊休農地になる恐れがあるため、地区の農業委員が

近隣の担い手と利用調整を行っていたところ、所有者が死亡しており、調査の結果、法定相続人も相続放棄をしていることが判明したことから、所有者不明農地に対する利用権設定の手続きを経て、借り受けの同意を得た者が耕作するものです。この計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第128号及び129号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第128号から129号について、「計画のとおり承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。日程第9「令和6年農作業受委託料金等の参考額(案)について」を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第9「令和6年農作業受委託料金等の参考額(案)について」御説明いたします。別紙「令和6年農作業受委託料金等の参考額(案)」を御覧ください。農作業受委託料金は、農作業受委託において、委託者と受託者の間で賃金を決める際に目安となるものです。3年毎に各作業項目及び料金を見直すこととしており、昨年度見直しを行ったところですが、今年度に最低賃金、燃料価格に大きな変動がありましたので、一部見直しを行うものです。なお、参考額の算定方法や、算定式は、昨年と変更はありません。今後のスケジュールについてですが、本日の定例総会で承認後、市内農家、関係機関への配付、市ホームページへ掲載し、公表となります。

議長 令和6年農作業受委託料金等の参考額(案)について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。令和6年農作業受委託料金等の参考額(案)について、「原案のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。18ページを御覧ください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 (事務局より報告第1から報告第7まで一括で報告)

議長 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何かございますか。

委員 (特になし)

議長 事務局から何かありますか。

事務局 (特になし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第4回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時25分)